

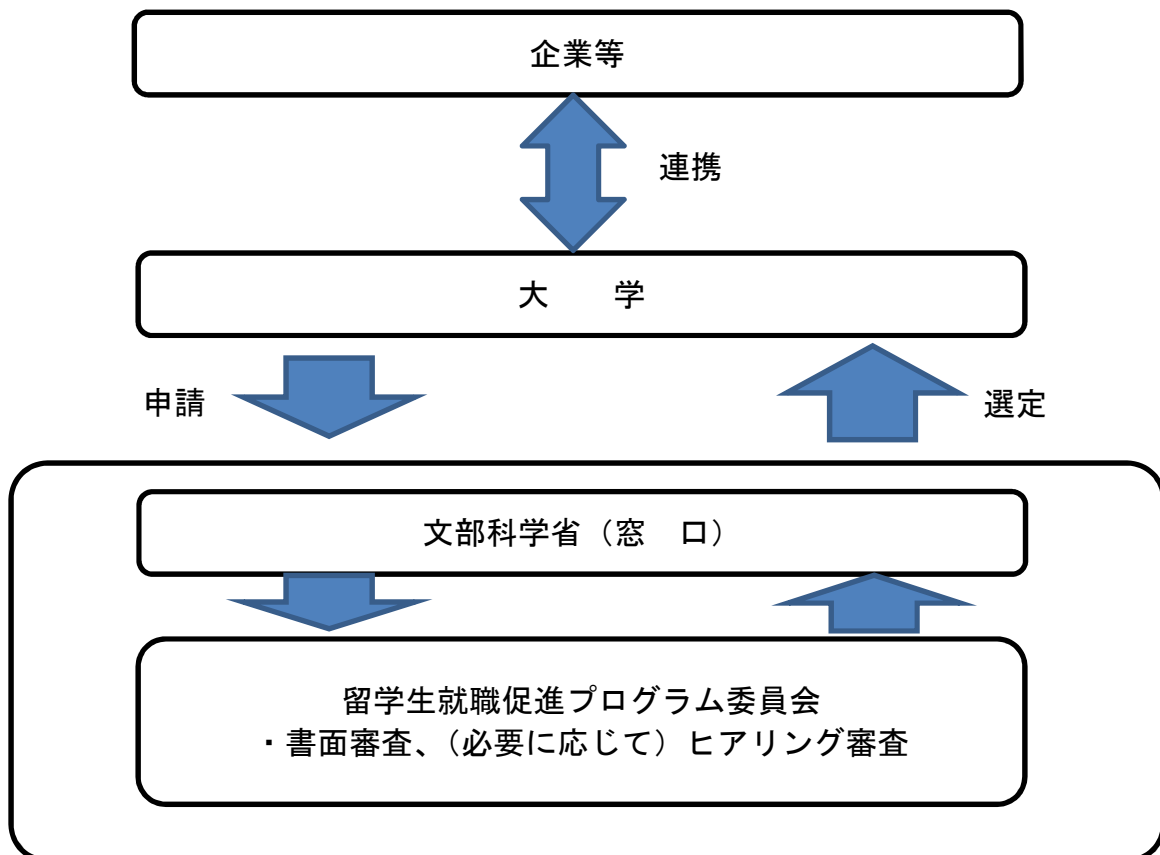
留学生就職促進プログラム 審査要領

I 本事業の趣旨等

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、日本再興戦略における「外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上」等の閣議決定においても、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっているところである。同戦略で謳われる「外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、国内・日系企業の就職に重要必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を普及することにより、外国人留学生の我が国・日系企業への定着を図る。更に、キャリアパスの安定化による日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への高度人材たる優秀な外国人留学生を増加させ、以て留学生 30 万人計画の実現に寄与するものである。

II 本事業の審査

審査の客観性を担保するため、外部有識者による留学生就職促進プログラム委員会（以下「委員会」という。）による書面審査及び必要に応じて書面による確認を行うことにより当該調査研究の実施計画を選定する。



Ⅲ 選定方針

事業の選定に当たっては、調査研究テーマの趣旨・目的に照らし、

- ① 事業の具体的方法等
- ② 事業の実施体制

について、申請のあった実施計画が適切であるかを審査する。

Ⅳ 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

Ⅴ 利害関係者の審査

1 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

Ⅵ 不公正な働きかけ

1 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

Ⅶ 開示・非開示

1 委員会の審議内容の取扱い

委員会の議事及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則、非公開とする。

2 申請大学等の名称等

①申請大学名、②選定大学名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

3 委員等氏名

委員会の委員氏名は、審査終了後に公表する。

令和2年度 留学生就職促進プログラム 審査基準

留学生就職促進プログラムの審査は、この審査基準に従い行うものとする。

I 選定方法

提出された実施計画書について審査を行い、予算の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものを選定する。

II 審査方法

実施計画書に基づき、外部有識者による留学生就職促進プログラム委員会（以下「委員会」という。）において書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

III 評価方法

評価は、以下の「観点」の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、複数の委員会委員が評価した平均点を当該実施計画書の得点とする。ただし、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価の評価方法は、後述の評価基準に記載のとおりとする。

【評価項目】

1. 事業の具体的方法等に関する評価

<観点>

- ① 就職支援の取組の方向性が中・長期的に明確となっているか。
- ② 外国人留学生の就職に関する業界・専攻分野における現状・課題の分析が的確に行われているか。
- ③ 就職率向上についてのスケジュールが適切かつ明確に組み立てられており、また、実施可能なものとなっているか。
- ④ 大学が設定した指標が達成できる見込みのある計画となっているか。
- ⑤ 公募要領取組①で実施されるビジネス日本語教育が、効果的かつ効率的に設定されているか。
- ⑥ 公募要領取組①で実施されるキャリア教育が、企業と留学生のミスマッチを防ぎ実践的なキャリア教育を行うことが可能なよう設定されているか。
- ⑦ 公募要領取組①で実施されるインターンシップ・プログラムが適切に設定されているか、また、キャリア教育と適切に連動した計画になっているか。
- ⑧ 公募要領取組②における「就職セミナー」に関する取組が、学生が継続的に参加企業と接触できる工夫がなされてものであるか。
- ⑨ 公募要領取組③で定める取組等、連携大学や近隣大学等の申請大学以外の学生も効果が得られる工夫がされているか。
- ⑩ 公募要領取組④「外国人留学生受入れ経験の少ない企業への支援」に記載のあるとおりコンソーシアム内に参加する企業において、留学生の受け入れにあたり支障が生じないように工夫がされているか。
また、卒業後、就職した留学生が早期に離職することがないように工夫がなされているか。
- ⑪ 事業の成果を検証するための具体的な指標と評価方法が適切に設定されているか。
- ⑫ 事業の成果を他の大学や地域に波及させていくための方法が適切に計画されているか。
- ⑬ 妥当な経費が示されているか。

- ⑭ 事業の実施に必要な経費について、参画企業等から得られる見込みである経済的支援の内容が事業の実施に必要なかつ適当なものとなっているか。

2. 事業の実施体制に関する評価

<観点>

- ⑮ 計画書に記載された実施計画を遂行するために必要な実施主体がコンソーシアムに含まれているか。
- ⑯ 選定された取組が、委託後速やかに実施できる体制となっているか。
- ⑰ 参画する大学・業界団体並びに企業・留学生支援団体等の役割が、適切に検討・分担されているか。
- ⑱ 参画団体間の連携が適切に行われるよう、コンソーシアム内の体制について工夫がなされているか。
- ⑲ 実施内容が他の機関で参照されるような普遍性の高い取組となっているか。
- ⑳ 大学や企業等の複数機関が参画する事業のとりまとめを行った経験（留学生関係事業に限定されない。）のある適切なコーディネーターが配置されているか。
- ㉑ 委託期間終了後も、自立的・持続的に事業を継続していく仕組・体制を構築又は構築しようとしているか、またその実現性はあるか。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1. 「1. 事業の具体的方法等に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行い、評価点の高い順に採択する。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3点
 - ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝ 1 点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定＝ 1. 5 点
- ・プラチナくるみん認定＝ 2 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝ 2 点

○上記に該当する認定等を有しない＝ 0 点